

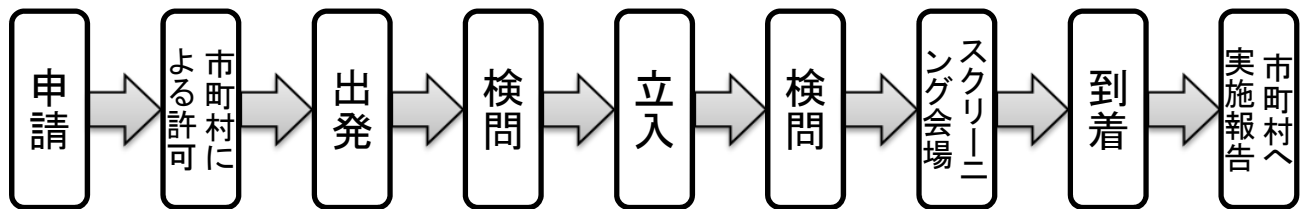
警戒区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ（注意事項）

1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において警戒区域に立入りを行うもので、公益目的とは具体的には以下のような場合になります。

- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立入る場合
 - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
 - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
 - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
 - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
 - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの

2. 公益目的の一時立入りの流れ



市町村で発行される通行許可証を必ず持参して下さい。
※申請書で登録した車両により、同書に記載した検問所を通過してください。

・身体のスクリーニングを必ず行います。
・車両を持ち出す場合、スクリーニング会場はJヴィレッジ又は相双保健福祉事務所となります。
・また、重機、特殊車両、大型車両については、Jヴィレッジのみスクリーニングが可能です。

※申請の内容に変更があった時は、直ちに申請した市町村に連絡してください。

3. 持ち出せないもの

以下のものについては、持ち出すことはできません。

- ・食べ物
- ・生き物
- ・業務に関係のないもの
- ・スクリーニングの結果、1万3000cpmを超えたもの(裏面参照)
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

- ・防護服又は雨合羽(長袖・長ズボンの場合は不要)
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・警戒区域への立入りに際しては、GMサーベイメータ及び線量計を持参してください。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。
- ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)会場では、身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、立入車両及び搬出物品についてはご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。スクリーニングの結果、1万3000cpmを超えたものは搬出できません。
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が1mSv以内となるよう線量計による管理を徹底してください。
- ・事業者は、従業員が受ける放射線量が直近一年間で20mSvを超えないよう適切に管理してください。

・GMサーベイメータ



搬出物品等の汚染を計測

・線量計



身体が受けた被爆量を計測

6. 同意事項

警戒区域への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「④立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 警戒区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 警戒区域を出る際には、確実にスクリーニング及び必要な場合の除染を行うとともに、物品を持出す場合には、現場において積込み前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出します。
- 申請内容を遵守します。
- 立入場所（立入場所までの往復を含む。）においては、緊急事態応急対策に従事する担当官及び放射線管理のために同行する者（一部該当地域のみ。）の指示に従います。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。